市立旭川病院告示第４号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び市立旭川病院契約規程（平成２１年旭川市病院事業管理規程第２６号）第３条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

旭川市病院事業管理者　石　井　良　直

１　契約担当部局

〒０７０－８６１０　旭川市金星町１丁目１番６５号　市立旭川病院外来棟３階
市立旭川病院事務局経営企画課
電話　０１６６－２４－３１８１　内線　５５６３
ＦＡＸ　０１６６－２７－８５０５

２　一般競争入札に付する物品購入等の内容

（１）物 品 名　　コピー用紙　Ａ４
（２）規　　格　　500 枚×5 包／箱
　　三菱　PPC 用紙 RE-S
（３）数　　量　　５４８箱
（４）納入場所　　市立旭川病院内
（５）納入条件等　　発注単位は１箱で随時発注し、納入期限は発注ごとに指示する。
（６）契約期間　　契約締結日から令和９年３月３１日まで
（７）入札方法
　１箱当たりの単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（８）その他
　契約者には、納入する製品に関する次の書類の提出を求める。
　販売代理店等が発行する供給証明書

３　入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。
（１）旭川市物品購入等の競争入札参加資格における営業種目「1040　文房具事務用品、用紙類」に登録があること。
（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
（３）公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

（４）会社更生法（令和１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（５）この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については１０を参照。）。
（６）旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に「51　市内」で登録されていること。

４　入札説明書を交付する場所及び問合わせ先
１に同じ。

５　入札参加の申請
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す一般競争入札参加申込書を次のとおり提出しなければならない。
（１）提出期限　令和８年１１月１３日（金）午後５時必着
（２）提出場所　１に同じ。
（３）提出方法　持参若しくは郵送又はファクシミリによること。
なお、郵送又はファクシミリによる提出の場合は、事前に電話で連絡すること。

６　入札書の提出
（１）提出期限　令和８年１１月１９日（木）午後５時必着
（２）提出場所　１に同じ。
（３）提出方法　持参又は郵送によること。

７　入札執行（開札）の日時及び場所
令和８年１１月２０日（金）午後１時　市立旭川病院外来棟３階　事務局執務室
※当日の来院は不要です。

８　入札の無効
この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び市立旭川病院物品購入等競争入札心得（持参又は郵送提出用）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

９　入札手続等
（１）入札保証金　免除する。
（２）契約保証金　免除する。
（３）契約書作成の要否　要する。
（４）落札者の決定方法
予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
（５）支払条件
毎月後払いとする。
（６）違約金
落札者が契約を締結しない場合、２（７）に定める落札価格の１００分の３に相当する額の違約金を市立旭川病院に納付するものとする。
（７）詳細は入札説明書による。

１０　その他
３（５）でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。
（１）資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する更生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア　一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３）その他、（１）又は（２）と同視し得る特定関係があると認められる場合

ア　事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係がある場合